

⑦ 若者入院医療費補助金の交付に関する手続き

【内容】

19歳から22歳の方の支払い後の入院医療費及び入院時食事療養費についての補助金交付のための手続きを行います。

※令和5年8月診療分以降の入院医療費に限ります。

【持ち物】

- ①対象者の健康保険の資格が分かるもの（資格確認書・マイナポータルの健康保険資格確認画面など）のコピー
- ②医療機関の領収書（原本）
- ③加入している健康保険組合発行の限度額適用区分の分かるもの（限度額適用認定証・マイナポータルの健康保険資格確認画面など）のコピーもしくは高額療養費支給決定通知書のコピー
- ④振込口座が分かるもの
- ⑤対象者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

【担当課】

市民生活部 医療助成・児童手当課

電話：072-841-1359